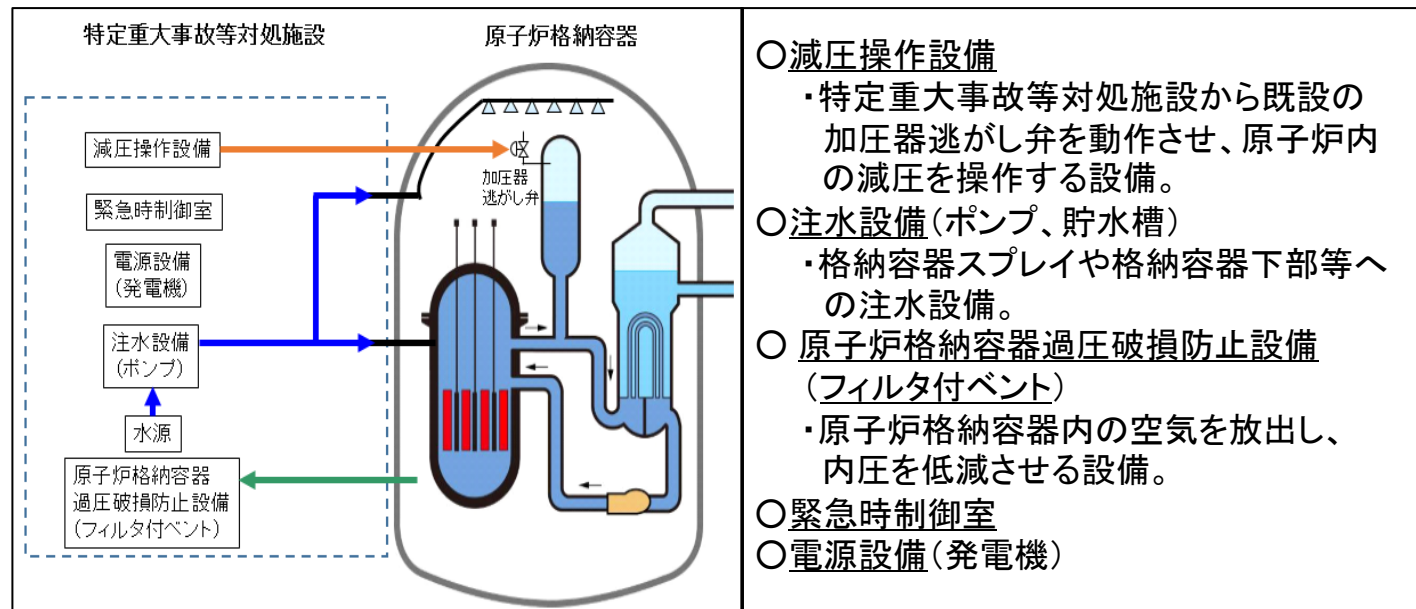


＜特定重大事故等対処施設を構成する設備概要＞



※特定重大事故等対処施設は、規制基準において、原子炉建屋と可能な限り離隔距離(例えば100m以上)を確保することで、故意による大型航空機の衝突等の重大事故に対処するための機能が損なわれないものと定められています。

＜特定重大事故等対処施設の設置に関する規制規準等＞

○平成25年7月8日に「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」が施行。その中で、特定重大事故等対処施設を、平成30年7月7日までに設置することが要求されています。

○当社は、平成26年9月17日に、原子力規制庁から特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドが制定されたことを踏まえ、審査ガイドの要求事項を満足するための検討を実施し、準備が整ったため、本日、原子炉設置変更許可申請書を提出しました。

【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】

(特定重大事故等対処施設)

第四十二条 工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故等対処施設を設けなければならない。

- 一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- 二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。
- 三 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであること。

[附則]

- 2・第四十二条に定める規定に適合しないものについては、平成三十年七月七日までの間は、これらの規定を適用しないことができる。

【特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド】

- ・実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド
- ・実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド